

## 富士宮市建設工事入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）請負契約及び工事材料の製造請負契約について、富士宮市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が确实と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合には、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第6条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが出来る。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 電子入札による場合にあつては、入札書受付期間中に、電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(2) 紙入札による場合にあつては、入札辞退届を直接持参または郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出するものとする。ただし、入札執行中においては、入札辞退届を入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第8条 入札書は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による場合は、入札書（富士宮市建設工事執行規則（以下「規則」という。）第1号様式）を作成し、封緘の上、表面に「入札番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

第8条の2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下この条において「入札金額」という。）を入札書に記載するものとし、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた人額）をもって契約金額とする。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第10条 入札辞退等により指名競争入札（公募型を除く。）に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

4 指名競争入札（公募型を除く。）にあつては、入札したものが1人の場合、開札しない。ただし、紙入札の場合は、入札箱に入札書を投入したものが1人のときは、当該入札は行わなかったものとし、その入札書は開封しないで返却する。

5 前項の規定にかかわらず、指名競争入札（公募型を除く。）以外の入札にあつてはこの限りでない。

（開札）

第 1 1 条 開札は、当該入札事務に関係の無い市職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札がある場合は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

（入札の無効）

第 1 2 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供をしない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第 1 3 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札

者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員が行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、電子入札による場合は速やかに再度入札を行う。

2 前項に規定に基づき行う再度入札は1回とする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第12条第1項第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を入札の執行前に公表した場合は、再度入札は行わない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行なう。ただし、紙入札による場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(落札の取消し等)

第17条の2 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が次条に定める期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
- (3) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。
- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。

2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

3 第1項の場合において入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、規則第3号様式による契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(契約書作成の省略)

第19条 契約書の作成を省略する場合は、規則第4号様式による請書を

徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第20条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が1億5千万円以上の契約については、落札後、仮契約を締結し、富士宮市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富士宮市条例第12号）の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第21条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第22条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第23条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が确实と認める社債
- (5) 銀行その他市長が确实と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの  
にあつては額面金額、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては額  
面金額(発行価額が額面と異なるときは発行価額)の 8 割に相当する額、  
同項第 5 号及び第 6 号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。  
(履行保証保険証券等の提出)

第 2 4 条 落札者は、第 2 2 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により契約保  
証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第 1 項第  
5 号若しくは第 6 号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしよ  
うとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出し  
なければならない。

(異議の申立)

第 2 5 条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、契約書式及び現  
場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(同一工事指名業者間の下請負禁止)

第 2 6 条 落札者は、同一工事の入札に参加した者に下請をさせることが  
できない。ただし、次に掲げる市長が特に必要と認めた場合はこの限り  
でない。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関する工事
- (3) 特殊な機械又は特殊工法を要する工事
- (4) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (5) 特別な理由により、急施を要する工事
- (6) 公募型指名競争入札により、入札を執行した工事

(準用)

第 2 7 条 この要綱は、随意契約について準用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 9 月 2 9 日から施行する。



附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号 様 式

入 札 書

1 入 札 番 号 第 号

2 建 設 工 事 名

3 建 設 工 事 箇 所

上 記 の 建 設 工 事 を 富 士 宮 市 建 設 工 事 入 札 心 得 を 承 諾 の 上 、 下 記  
の 金 額 で 請 け 負 いた く 申 し 込 み ます 。

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

発 注 者 富 士 宮 市 長

住 所

入 札 者 商 号 又 は 名 称

氏 名

担 当 者 氏 名

連 絡 先

第 2 号 様 式

見 積 書

1 見 積 番 号 第 号

2 建 設 工 事 名

3 建 設 工 事 箇 所

上 記 の 建 設 工 事 を 富 士 宮 市 建 設 工 事 入 札 心 得 を 承 諾 の 上 、 下 記  
の 金 額 で 請 け 負 いた く 申 し 込 み ます 。

見 積 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

発 注 者 富 士 宮 市 長

住 所  
見 積 者 商 号 又 は 名 称  
氏 名

担 当 者 氏 名  
連 絡 先

第 3 号 様 式

建 設 工 事 請 負 契 約 書

収入  
印紙

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )
- 5 請負代金の支払  
前払金額 ¥  
部分払回数 回以内
- 6 契約保証金 ¥ (約款第4条第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 富士宮市長 印

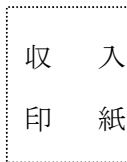
住 所

受注者 商号又は名称 印

氏 名

第 4 号 様 式

建 設 工 事 請 書



- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )
- 5 その他

上記の建設工事の施工については、富士宮市建設工事請負契約約款中請負者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 富士宮市長

住 所  
受注者 商号又は名称  
氏 名 印









(記入例：委任状がない場合)

第1号様式

入札書

1 入札番号 第〇〇号

2 建設工事名 □□□□□工事

3 建設工事箇所 富士宮市××地内(地先)

※ 建設工事入札指名通知書  
により記入すること。

上記の建設工事を富士宮市建設工事入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(※ ¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

年 月 日

(※ 入札日を記入すること)

発注者 富士宮市長 ○ ○ ○

(※ 建設工事入札指名通知書の発注者名を確認して記入すること。)

住 所

入札者 商号又は名称

氏 名

担当者氏名：富士宮(株) □□支社 営業部 △△△△  
連絡先 (〇〇-〇〇〇〇)

(記入例：委任状がある場合)

第1号様式

入札書

1 入札番号 第 ○○ 号

2 建設工事名 □□□□□工事

3 建設工事箇所 富士宮市××地内(地先)

※ 建設工事入札指名通知書  
により記入すること。

上記の建設工事を富士宮市建設工事入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

(※ ¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

年 月 日

(※ 入札日を記入すること)

発注者 富士宮市長 ○ ○ ○

(※ 建設工事入札指名通知書の発注者名を確認して記入すること。)

住 所

入札者 商号又は名称

氏 名

印

代理人

印

※ 代理人の記名押印をすること。代表者印は不要。

担当者氏名：富士宮(株) □□支社 営業部 △△△△  
連絡先 (○○-○○○○)

## 注意確認事項

- 1 入札番号、建設工事名及び建設工事箇所は、建設工事入札指名通知書のとおり記入したか。
- 2 入札金額について、けた違い等間違えはないか。金額の頭には¥マークを記入したか。
- 3 入札年月日の日付は間違いないか。
- 4 発注者名は間違いないか。
- 5 入札者の住所、名称及び氏名は記入したか。入札書の余白に「担当者」の氏名・連絡先を記載したか。
- 6 代理人が入札する場合、委任状は用意したか。その委任状は正しいか。(氏名押印等) 入札書には、代理人名を記入し、代理人の印を押印したか。
- 7 初度の入札で落札者がいない場合、再度入札を行うので、予備の入札書を用意した方がよい。
- 8 記名を欠く入札、金額を訂正した入札及び誤字・脱字により意思が不明瞭な入札等は、無効となるので、入札書の予備、代理人の印を持参すること。